

鎌倉市農業委員会 令和 5 年度 第 12 回総会 次第	
日 時	令和 6 年（2024 年） 3 月 27 日（水）15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 講堂
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、4 番 小泉紀久夫、5 番 小川和己、 6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、 10 番 飯田亜希子、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 11 名
事務局出席者	太田事務局長、飯田事務局長補佐、神保主事、伊沢事務職員、 植竹事務職員、大森事務職員
欠席委員	11 番 郷原委員
議長（平井会長）	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局（太田局長）	議長。11 番 郷原委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長（平井会長）	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、6 番落合委員、7 番和田委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、4 番小泉委員、5 番小川委員にお願いします。
議長（平井会長）	次に、日程 第 1、報告 第 27 号、農地法 第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局（飯田補佐）	議長。日程第 1、報告第 27 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、2 月 13 日から 3 月 8 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。 資料につきましては、送付資料の 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1－①及び 3 ページの整理番号 1－②の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 5 年 1 月 1 日に相続により届出者が所有権を取得し、令和 6 年 2 月 28 日に専決処分いたしました。 以上 1 件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）

議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第2、報告 第28号、農地法 第4条 第1項 第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第2、報告第28号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、2月13日から3月8日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の4～7ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 4ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年4月25日に共同住宅へ転用のため、令和6年3月12日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号2と、6ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年3月21日に歯科医院へ転用のため、令和6年3月11日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号3と、7ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年4月15日に専用住宅へ転用のため、令和6年3月14日に専決処分いたしました。以上3件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第3、報告 第29号、農地法 第5条 第1項 第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第3、報告第29号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法

	第5条の届出について、2月13日から3月8日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の8～10ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 8ページの番号1と、9ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年4月1日に専用住宅へ転用のため、令和6年3月14日に専決処分いたしました。 続きまして、8ページの番号2と、10ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 10ページの案内図の下部の「専決処分日」ですが、資料送付時点では専決処分前のため空欄としておりましたが、令和6年3月18日に専決処分しましたので、日付の記入をお手数ですがお願いいたします。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年5月10日に専用住宅へ転用のため、令和6年3月18日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、報告第30号、農地法第5条第1項第6号目的の買受適格証明について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第4、報告第30号、農地法第5条第1項第6号目的の買受適格証明について、着席してご報告します。 資料は「第7号」と記載していますが、正しくは「第6号」となりますので、資料の訂正をお願いします。 はじめに、買受適格証明について、ご説明します。 裁判所の強制執行等により、農地が競売等に出された場合、この農地を取得するため競売等に参加するには、農業委員会が交付する買受適格証明が必要となります。 この証明における農業委員会における手続きの流れは、本日追加でお配りしております報告第30号参考資料①のフロー図に照らしご説明します。 今回の報告内容については、対象地が市街化区域内の農地を転用目的で取得する場合の買受適格証明になりますので、フロー図の右側をご覧くださいなのですが、農地法第5条に規定する届出に準じて、審査・証明を行うこととされています。

	証明書の交付を受け入札に参加後、落札した者は、改めて農地法第5条の届出を行い、農業委員会は、当該証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、受理をすることとされています。 この届出の受理通知書によって、所有権移転を行うことができるものです。 また、届出書に添付すべき書類で買受適格証明願に添付して提出された書類については、届出書にその旨を記載して省略してよいことになっています。 それでは、本件の内容説明及び報告に移ります。 本日追加でお配りしております報告第30号参考資料②の公売情報をご覧ください。 本件は、報告書に記載の対象地について、公売が実施されており、実施機関である綾瀬市から、入札に参加するに当たり、農地を買い受ける資格である「買受適格証明書」の提出が求められています。 当該土地について、11ページに記載のとおり、入札参加予定者から当委員会に対し、「買受適格証明書」の交付申請があったものです。 当該地は、市街化区域に位置していることから、届出案件になります。 以上で、報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
議長(平井会長)	現況は何ですか。
事務局(飯田補佐)	畑です。栗の木が植えられています。毎年利用状況調査を行っています。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第5、議案 第39号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。
	事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第5、議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 はじめに、農地法第3条についてご説明します。 農業委員会研修テキストシリーズ2 農地法の6ページをご覧ください。 農地を農地として貸し借り、売買するには、農業委員会による、農地法第3条の許可を受ける必要があります。 次に、8ページをご覧ください。 農地法第3条の許可については、農地の借り手や、買い手の要件があり、これを満たした者でなければ許可することができないもの

	です。 それでは、議案第 39 号について、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。 送付資料 14 ページの議案書及び 15 ページの参考資料①、16 ページの参考資料②、17 ページの参考資料③、18 ページの参考資料④をご覧ください。 15 ページ参考資料①の白抜きの太枠内の土地が、本件の対象地です。 本件は、議案書記載の申請者から、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。 許可にあたっては、テキストの 8 ページに記載のとおり、個人の基本要件である、①全部効率要件 ②農作業常時従事要件 ③地域との調和要件 の 3 つを満たしていることが条件となります。 まず、9 ページに記載されている全部効率要件についてご説明します。 これは、権利を取得しようとする者が、現在耕作している土地を含めてすべてを効率的に耕作できるかを判断するものです。 申請人は、自己所有地及び賃借権の設定を受けている土地について問題なく耕作し、自己所有地では自然薯、枝豆、そら豆等の作付けを行い、賃借権の設定を受けている土地ではそら豆の作付けを行っており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われます。 次に、テキスト 10 ページをご覧ください。 3 の農作業常時従事要件についてですが、申請人が農作業に従事する日数が 150 日以上であることを確認するものです。 従事者のうち、申請者が年 300 日従事しているとのことで、要件を満たしています。 最後に、10 ページに記載の 4 地域との調和要件についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。 こちらについても、農薬の使用方法是周辺の農地の利用状況に合わせることで、また当該取得地への通行に関して隣接土地所有者の同意を得ていることなど、周囲の畑への影響はないことを現場で確認しているため、支障はないと考えられます。 続いて、送付資料 18 ページにお戻りいただき議案第 39 号参考資料④「営農計画書」をご覧ください。 営農計画書には「申請地の取得後 3 年間の作付予定」と「現在の営農計画書」、「これからの営農計画」などを記載していますので、農業者の観点から、営農計画書をご覧ください、ご審議いただければと思います。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の関根委員から補足説明をお願いします。

1 番（関根委員）	議長。1 番。3 月 19 日（火）午前 9 時より、平井会長、現況証明委員の石原委員と共に、現地 調査を行いましたので、報告します。 葉山町にある自作地の耕作状況を確認したところ、現在は、自然薯の作付けが行われておりました。 また、横須賀市にある借入地の、耕作状況を確認したところ、現在は、そら豆の作付けが行われておりました。 耕作状況は特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議長（平井会長）	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 39 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局（太田局長）	総員挙手。
議長（平井会長）	総員の賛成をもちまして、議案第 39 号は承認されました。
議長（平井会長）	次に、日程 第 6、議案 第 40 号、非農地証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局（飯田補佐）	議長。日程第 6、議案第 40 号、非農地証明について、ご説明いたします。 送付資料の 19 ページの議案書、20 ページの議案第 40 号 参考資料①及び 21 ページの議案第 40. 41. 42 号 参考資料②をご覧ください。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」から抜粋した非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。 はじめに、非農地の定義についてご説明します。 非農地には、参考資料②に記載の 12 項目のいずれかに該当する転用後 10 年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。 次に非農地の要件についてですが、資料に記載の 6 項目に該当するかを確認します。 【要件 6 項目】 ① 農用地区域に設定されていないこと。 ② 当該土地の 立地等の 条件が 審査基準に 規定する 農地区分 甲種農地及び第 1 種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。 ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。 ④ 当該土地が、農地等を含む 筆の一部でないこと。 ⑤ 当該土地が、申請時から過去 10 年間、違反転用として追求されて

おらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。

⑥ 転用後10年以上経過していること。

これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。

続いて、本議案についてご説明いたします。

本議案は議案第39号の農地法第3条の許可の隣接地になります。

本議案の申請者及び申請地は、議案書及び参考資料のとおりで、当該地は市街化調整区域内であり、現況は山林となっています。

そのため、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、⑨に該当します。

次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。

①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。

次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますが、対象地は10ヘクタール以上の一段の農地の区域内にないため、該当しません。

③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、周辺は農地になりますが、本件申請においては所有権移転を目的としており、現況地目が「山林」で、かつ現地についても農地として管理されていないため当該申請が提出されたもので、将来的には周辺の農地の利用方法に影響を与えない方法で管理していくことを確認しているため、周辺の農地の耕作等に支障が生じるおそれはありません。

④「当該土地が、農地等を含む 筆の一部でないこと。」については、対象地は山林内に全て存在しているため、筆の一部ではありません。

⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、違反転用ではなく、今後も追及の見込みはありません。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は山林であり、農業委員会でも農地利用状況調査の対象地からは外れています。

⑥「転用後10年以上経過していること。」については、平成8年(1996年)当時の航空写真で現地を確認しても、対象地が山林となっていることから、転用後10年以上が経過していると考えられます。

よって非農地の要件6項目をすべて満たし、山林であることか

	ら、非農地として判断しようとするものです。 本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
石原委員	議長。2番。3月19日(火)午前9時より、平井会長、現況証明委員の関根委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、 現地は、山林となっており、農地に復元することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第40号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第40号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第7、議案 第41号、非農地証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第7、議案第41号、非農地証明について、ご説明いたします。 送付資料の22ページの議案書、23ページの議案第41号 参考資料①-1、24ページの議案第41号 参考資料①-2、25ページの議案第41号 参考資料①-3及び21ページの議案第40.41.42号 参考資料②をご覧ください。 非農地証明に関する説明は、割愛させていただきます。 本議案の申請者及び申請地は、議案書及び参考資料のとおりで、当該地は市街化調整区域内であり、現況は雑種地となっています。 そのため、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、⑧に該当します。 次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。 ①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。 次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区

	分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますが、対象地は10ヘクタール以上の一団の農地の区域内になく、該当しません。 ③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、周辺に一部農地がありますが、これに隣接する本件土地は駐車場及び資材置場で利用されており、過去にこれらの農地の土地所有者から営農条件に支障をきたしている旨の申し出はないため、周辺の農地の耕作等に支障が生じるおそれはありません。 ④「当該土地が、農地等を含む 筆の一部でないこと。」については、対象地は雑種地内に全て存在しているため、筆の一部ではありません。 ⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、現況が雑種地であり、これまで違反転用として追及しておらず、今後も追及の見込みはありません。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は雑種地であり、農業委員会でも農地利用状況調査の対象地からは外れています。 ⑥「転用後10年以上経過していること。」については、平成8年（1996年）当時の航空写真で現地を確認しても、対象地が雑種地となっていることから、転用後10年以上が経過していると考えられます。 よって非農地の要件6項目をすべて満たし、雑種地であることから、非農地として判断しようとするものです。 本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の関根委員から補足説明をお願いします。
関根委員	議長。1番。3月19日（火）午前9時より、平井会長、現況証明委員の石原委員と共に、現地 調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現地は、雑種地となっており、農地に復元することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が 無いようですので、採決したいと思います。
	（「異議なし」の声）
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。

	議案 第41号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第41号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第8、議案 第42号、非農地証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第8、議案第42号、非農地証明について、ご説明いたします。 送付資料の26ページの議案書、27ページの議案第42号 参考資料①及び21ページの議案第40. 41. 42号 参考資料②をご覧ください。 非農地証明に関する説明は、割愛させていただきます。 本議案の申請者及び申請地は、議案書及び参考資料のとおりで、当該地は市街化調整区域内であり、昭和40年から平成30年まで県立フラワーセンター大船植物園の農業用施設として利用されていたものの、平成30年3月に施設が廃止されており、現況は雑種地となっています。 そのため、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、②に該当します。 次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。 ①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域ですが、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。 次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますが、対象地は10ヘクタール以上の一団の農地の区域内になく、該当しません。 ③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、周辺は農地になりますが、周辺の営農条件に支障を生じているおそれがないことを確認しています。 ④「当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。」については、対象地は農業用施設内に全て存在しているため、筆の一部ではありません。 ⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、違反転用ではなく、農業用施設であるため、今後も追及の見込みはありません。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は雑種地であり、農業委員会でも農地利用状況調査の対象地か

	らは外れています。 ⑥「転用後10年以上経過していること。」については、平成8年（1996年）当時の航空写真で現地を確認しても、対象地が農業用施設となっていることから、転用後10年以上が経過していると考えられます。 よって非農地の要件6項目をすべて満たし、農業用施設であることから、非農地として判断しようとするものです。 本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
石原委員	議長。2番。3月19日（火）午前9時より、平井会長、現況証明委員の関根委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現地は、農業用施設の跡地となっており、農地に復元することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第42号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第42号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第9、議案第43号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和6年度最適化活動の目標の設定（案）について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第9、議案第43号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和6年度最適化活動の目標の設定（案）についてご説明いたします。 送付資料の28ページの議案第43号 参考資料①及び30ページの議案第43号 参考資料②をご覧ください。 それでは説明させていただきます。 こちらは農業委員会による最適化活動の推進について、令和4年2月2日付けで農林水産省経営局長より発出された通知により作成することとなった目標で、内容をご説明させていただきますと、農業委員等による農地の最適化活動は農地の出し手及び受け手の意向の把握、その把握した意向を踏まえた農地の幹旋、農地の定期的な見回り活動など多岐にわたり、またその活動については透明性

	を確保する必要があることから、令和４年度より毎年、最適化活動の目標設定とそれに対する点検・評価について、農業委員会等に関する法律第37条の情報の公表に位置付けることとされました。（なお、令和５年度の活動目標については令和５年度７月総会にてお諮りし議決を得て公表しております。） これにより、農業委員会は毎年度、農地の最適化に関する目標設定、点検・評価を行い、またそれを農業委員会ネットワーク機構の確認を受けたうえで都道府県知事に報告、公表しなければならないこととされました。 よって、本議案では令和６年度の最適化活動の目標の設定について、委員の皆様にご確認いただき、ご承認をいただければ、農業委員会ネットワーク機構である神奈川県農業会議の確認を受け、神奈川県知事への報告、公表を行う予定です。目標設定の資料につきましては、参考資料①をご確認ください。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第43号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第43号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第10、議案 第44号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第10、議案第44号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 40 ページの議案書、41 ページの議案第 44 号参考資料①をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地で、斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 農業会議から転借人の貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮り

	しています。 期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間28,500円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年300日、1名で営農するとのこと。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の関根委員から補足説明をお願いします。
関根委員	議長。1番。3月19日(火)午前9時より、平井会長、現況証明委員の石原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、キャベツ、ニンジン、長ネギが作付けされておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第44号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第44号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第11、議案第45号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第11、議案第45号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料42ページの議案書、43ページの議案第45号参考資料①をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地で、斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮

	りしています。 期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間7,700円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年330日、1名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
石原委員	議長。2番。3月19日(火)午前9時より、平井会長、現況証明委員の関根委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第45号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第45号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第12、議案 第46号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第12、議案第46号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 44 ページの議案書、45 ページの議案第 46 号参考資料①をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地です。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。

	期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間25,400円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年300日、1名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の関根委員から補足説明をお願いします。
関根委員	議長。1番。3月19日(火)午前9時より、平井会長、現況証明委員の石原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第46号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第46号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第13、議案第47号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第13、議案第47号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料46ページの議案書、47ページの議案第47号参考資料①をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から第46号と同様に、転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地です。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和6年4月1日から令和10年12月31日までの約5年

	間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当り 24 円で年間 57,700 円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年 300 日、1 名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
石原委員	議長。2 番。3 月 19 日 (火) 午前 9 時より、平井会長、現況証明委員の関根委員と共に、現地 調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、麦、菜の花、小松菜が作付けされておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われま す。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 47 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 47 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 14、議案 第 48 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式) 上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 14、議案第 48 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 48 ページの議案書、49 ページの議案第 48 号参考資料①をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地で、斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間

	で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間19,300円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年300日、1名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の関根委員から補足説明をお願いします。
関根委員	議長。1番。3月19日(火)午前9時より、平井会長、現況証明委員の石原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため特段の問題はないものと思われま す。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第48号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第48号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第15、議案 第49号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第15、議案第49号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 50 ページの議案書、51 ページの議案第 49 号参考資料①をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地です。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当

	り 24 円で、年間 20,600 円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年 200 日、1 名で営農するとのことです。 なお、転借人は青森で 1 年ブドウ農家を手伝い、現在は厚木で修業を続けています。また、令和 6 年 1 月 10 日付けで、相模原市で認定新規就農者の認定を受けています。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
石原委員	議長。2 番。3 月 19 日（火）午前 9 時より、平井会長、現況証明委員の関根委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われ ます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
和田委員	利用目的が果樹畑となっているが、現況は相違があるのですか。また、これは継続案件ですか。
議長(平井会長)	現況は畑で、新規案件です。今は耕うんしてある土地です。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	他にご意見、ご質問が 無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 49 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 49 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 16、その他、諸般の報告について、6 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 16、その他、諸般の報告について、6 件、着席して、報告いたします。 諸般の報告 1、農地パトロールの結果報告について、報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを 3 月 13 日（水）に農業委員 3 名、農業委員会事務局 2 名、開発審査課 1 名、都市調整課 1 名、横須賀三浦地域県政総合センター職員 1 名の合計 8 名で実施しました。 違反地については、「諸般の報告 1 参考資料」のとおりです。 ①の [REDACTED] の違反地については、現在是正に向けて

作業を行っておりますが、現在は■■■■の社長から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、詳細な確認はできていない状況です。

②■■■■の違反地については、草刈りがされていましたが、その他状況に変化は見られませんでした。

③■■■■所有地について、特段前回のパトロールから現状の変化は見られませんでした。

次回の農地パトロールは、令和6年5月頃を予定しております。対象の委員は10番 飯田委員、11番 郷原委員、12番 市川委員です。

日程につきましては、後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、諸般の報告2、生産緑地地区の取得のあっせん協力について、ご報告します。

本日お配りしました資料、諸般の報告2 参考資料①～③をご覧ください。

まず、生産緑地買い取り申出について、ご説明いたします。

参考資料①の「生産緑地買い取り申出に関するフロー」をご覧ください。

買い取り申出は、フロー図の左上のとおり、耕作者の死亡または故障による場合、指定後30年を経過した場合のみ行うことができます。

市街化区域内の農地のうち、生産緑地の指定を受けている農地は、税制面で優遇措置を受けることができますが、建築等の行為は制限されることとなります。

この制限を解除できるのは、市も、農業者も買い取らなかった場合のみフロー図の右下のとおりとなります。

なお、死亡または故障の場合は、買い取り申出に農業委員会が発行する「主たる従事者証明」が必要です。(その人が主で農業をやっていたことの証明。)

本件については、生産緑地指定後30年が経過し、令和6年1月30日に、土地所有者から市長に買い取り申出が行われ、令和6年2月21日付で、市としては申出地を買取らない旨の決定がなされたものです。

生産緑地法第13条の規定には、「市長は、買取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において、農業に従事することを希望する者がこれを取得できるよう、あっせんに努めなければならない。」とされていますが、生産緑地法第17条の2、あっせんを行う場合は農業委員会に協力を求めることができる旨規定されていることから、令和6年2月26日付で、鎌倉市都市計画課から当委員会にあっせんについての協力依頼があったものです。

生産緑地法第14条の規定により、買い取りの申し出があった日か

ら起算して3ヶ月以内（令和6年4月29日：申出日による）に所有権移転が行なわれなかったとき（誰も買い取らなかったとき）は、当該生産緑地の行為の制限は解除されることとなります。

農業者が当該地を農地として購入する場合は、農業委員会での許可申請手続きが必要であるため、対象地の購入希望の方の情報がありましたら、令和6年4月10日までに事務局に申請するようお願いください。

また、行為制限解除後は農業委員会への届出による農地転用が可能となります。

なお、JAに対しても、市農水課を通してあっせんについての協力依頼を行う予定とのことです。

次に、諸般の報告3、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。

3月の活動につきましては、実践活動は特段行うべき作業がないため中止としました。

次回は、4月9日（火）に、令和6年度第1回目の実践活動を行う予定です。Aグループの皆様（和田委員、三橋委員、郷原委員、関根委員）は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。当日は関谷の圃場に午後1時30分現地集合で、3時30分頃までの2時間程度の作業としたいと思います。当日は、草刈りや石拾いなどを行う予定です。

当日が雨天の場合は、11日（木）に延期とします。

なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、お願いいたします。

次に、諸般の報告4、令和6年能登半島地震義援金の振込について、ご報告します。

先月の総会の諸般の報告におきまして、義援金として1人1口1,000円ずつ送金させていただくことで了承いただき、3月14日（木）に所定の口座へ振込を行いましたので、ご報告いたします。

次に、諸般の報告5、令和5年度農地利用最適化交付金の振込について、ご報告します。

農業委員の皆様の活動実績に応じて交付される農地利用最適化交付金が国から交付され、この度皆様に追加報酬としてお支払いする見込みです。

活動実績の算定については、農地の貸し借りの議案に係る現地調査等の実績に並びに遊休農地の解消実績に応じて支払われるもので、本年度は合計で400万円弱の交付が予定されています。

一人当たりの金額は新委員が22万円程度、継続の委員が30万円弱となります。

振込は3月29日（金）を予定しております。

次に、諸般の報告6、4月総会の日程について、報告いたしま

	す。 次回は、4月24日（水）午後3時30分からで、会場は鎌倉市役所 講堂になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和5年度 第12回 総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 6番	落合 るみこ
議事録署名委員 7番	和田 雅祐